

(1) 規制区域

- ・用途地域を基本として、土地利用状況に応じた禁止区域と許可区域(3区分)に規制区域を整理〔条例第6条、規則別表第3〕
- ・景観計画との整合を図り、「景観形成地区」5か所を、規制や手続きの上乗せを行う地区として設定〔条例第11条、規則別表第4〕

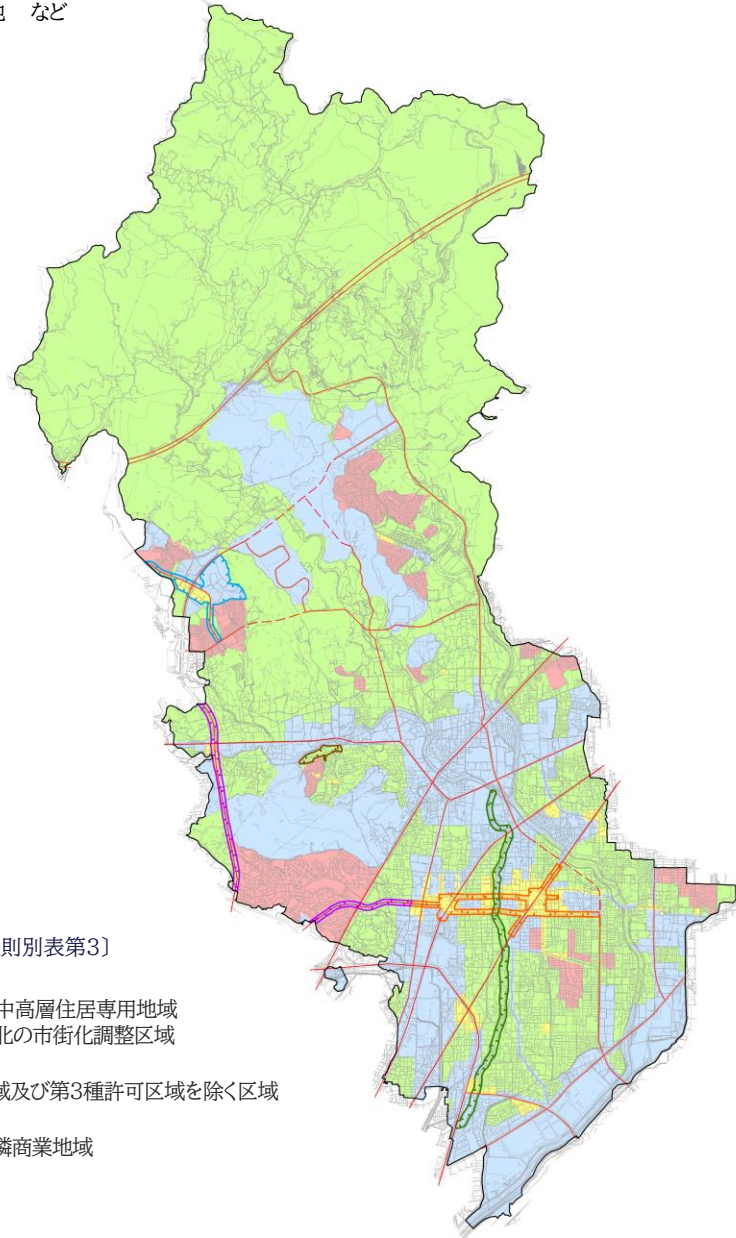
■禁止区域〔条例第6条〕

＜広告物全体＞

- ① 第1種、第2種低層住居専用地域
- ② 重要文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち市長が指定するもの及び史跡、名勝、天然記念物の地域等
- ③ 大阪府指定有形文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち市長が指定するもの及び府指定の史跡、名勝、天然記念物の地域等
- ④ 茨木市指定有形文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち市長が指定するもの及び市指定の史跡、名勝、天然記念物の地域等
- ⑤ 保安林の区域で市長が指定するもの
- ⑥ 古墳及び墓地 など

＜非家用広告物等禁止区域＞

自家用広告物以外の掲出を禁止する区間・区域として、市長が指定する非家用広告物禁止路線とその両側100mの範囲(第3種許可区域(商業系用途地域)、未供用区間を除く)



非家用広告物禁止路線

(都)新名神自動車道
(都)大岩線
(都)茨木箕面丘陵線
(都)耳原大岩線
(都)上郡佐保線
(都)国文都市3号線
(都)国文都市4号線
(都)山麓線
名神高速道路
(都)茨木寝屋川線
(都)京都神戸線
(都)道祖本摂津北線
(都)大阪高槻京都線
JR東海道本線
阪急電鉄京都線
(都)富田目垣線
(都)茨木駅千里丘陵線
(都)大阪中央環状線
(都)十三高槻線
(都)千里丘寝屋川線

※「(都)」は都市計画道路

■許可区域〔規則別表第3〕

- 第1種許可区域  
第1種、第2種中高層住居専用地域  
国道171号以北の市街化調整区域
- 第2種許可区域  
第1種許可区域及び第3種許可区域を除く区域
- 第3種許可区域  
商業地域、近隣商業地域

規制区域

- 禁止区域(低層住居専用地域等)
- 第1種許可区域(中高層住居専用地域等)
- 第2種許可区域(その他の用途地域等)
- 第3種許可区域(商業系用途地域)

景観形成地区

- にぎわい景観形成地区
- 沿道景観形成地区
- 彩都景観形成地区
- 歴史的景観形成地区
- 元茨木川緑地景観形成地区

非家用広告物等禁止区域

- 非家用広告物禁止路線
- 未供用区間

(2) 規制内容

- ・広告物の掲出を禁止する物件や掲出を禁止する広告物などを指定〔条例第7条、第8条〕
- ・区域に応じた規制基準や景観形成地区における上乗せ基準を設定〔規則別表第3、4〕

■禁止物件〔条例第7条〕

- ① 街路樹、路傍樹
- ② 橋りょう、地下道の上屋
- ③ トンネル、高架構造物、道路の分離帯、道路・鉄道の擁壁
- ④ 街灯、信号機、道路標識
- ⑤ 道路上の棚、駒止め
- ⑥ 消火栓、火災報知器
- ⑦ 郵便ポスト、電話ボックス
- ⑧ 送電塔、送受信塔
- ⑨ 形像、記念碑
- ⑩ 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木 など

■禁止広告物〔条例第8条〕

- ① 著しく汚染し、退色し、または塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、または老朽化したもの
- ③ 倒壊または落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機もしくは道路標識に類似し、またはこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

■規制基準〔規則別表第3〕

	第1種許可区域(中高層住居専用地域等)			第2種許可区域(その他の用途地域等)			第3種許可区域(商業系用途地域)		
	縦幅・高さ	横幅	その他	縦幅・高さ	横幅	その他	縦幅・高さ	横幅	その他
屋上	建物高さの1/5以下	建物の幅以内	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む	建物高さの1/5以下	建物の幅以内	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む	建物高さの1/3以下	建物の幅以内	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む
壁面	建物高さの1/2以下	建物の幅以内	総量1/5(1壁面)以下 水平方向に突出禁止	建物高さの1/2以下	建物の幅以内	総量1/5(1壁面)以下 水平方向に突出禁止	建物の高さ以下	建物の幅以内	総量1/3(1壁面)以下 水平方向に突出禁止
突出	取付壁面の 上端以下	敷地から 1.0m以内	最下端4.7m以上 (歩道上は2.5m以上)	取付壁面の 上端以下	敷地から 1.0m以内	最下端4.7m以上 (歩道上は2.5m以上)	取付壁面の 上端以下	敷地から 1.0m以内	最下端4.7m以上 (歩道上は2.5m以上)
地上	10m以下	表示面積合計20㎡以下 (1面の場合は10㎡以下)		15m以下	表示面積合計30㎡以下 (1面の場合は15㎡以下)		15m以下	表示面積合計40㎡以下 (1面の場合は20㎡以下)	
工作物	総量1/5以下(1壁面) 掲出面の上端、側端から突出禁止			総量1/5以下(1壁面) 掲出面の上端、側端から突出禁止			総量1/3以下(1壁面) 掲出面の上端、側端から突出禁止		

■景観形成地区における上乗せ基準〔規則別表第4〕

	全ての景観形成地区(共通)		元茨木川緑地景観形成地区	歴史的景観形成地区
	屋上	壁面	色彩	色彩
上乗せする基準	1面あたり30㎡以下	1面あたり30㎡以下	板面の地色に使う色彩 色相 R、YR、Y 彩度 8 以下 その他の色相 彩度 6 以下	板面の地色に使う色彩 全ての色相 彩度 6 以下

■その他の規制

- ・電柱、電話柱、停留所標識利用広告物〔規則別表第1〕

- (電柱等突出) 大きさ:縦1.2m 横0.45m以下、掲出位置:地上から最下端までの距離が4.7m(歩道上は2.5m)以上、電柱等との間隔が0.15m以下、個数:1個/電柱等1本 など
- (電柱等巻付) 大きさ:縦1.5m以下 横 電柱等の円周の範囲内、掲出位置:地上から最下端までの距離が1.2m以上、個数:1個/電柱等1本 など
- (停留所利用) 大きさ:縦・横0.45m以下、掲出位置:地上から最下端までの距離が0.7m以上、個数:2面/停留所標識1本 など







- ・車体利用広告物〔規則別表第2〕(非家用広告物または営利を目的とした広告物に限る。)

- (電車) 8㎡未満のもの/1車両 車両の窓またはドア等のガラス部分に掲出しない、表示面積:4㎡以下/車両のそれぞれの面 市長が別に定める基準(走行する路線の景観と調和したデザインとするなど)に適合すること
- (路線バス) 4㎡未満のもの/1車両 表示面積:側面 1.5㎡以下/後面 1.7㎡以下/前面、個数:2個以下/1面など 市長が別に定める基準(走行する路線の景観と調和したデザインとするなど)に適合すること
- (広告宣伝用自動車) 消防自動車や救急自動車と紛らわしくないものとする

(3) 適用除外

社会生活を営む上で必要性の高い広告物は、各種規制(禁止区域、禁止物件)や許可申請手続の適用が全部または一部除外される。〔条例第9条,第12条〕

適用除外の対象となる広告物	適用除外の対象となる基準等	適用除外の内容		
		禁止物件に 掲出できる	禁止区域に 掲出できる	許可申請 手続き
(1)  茨木太郎	公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等	○	○	不要
(2) 	法令の規定により掲出するもの	○	○	不要
(3) 	道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体または公益財団法人、公益社団法人、自治会その他これに類する団体が掲出するもの	○	○	不要
(4) 	自家用広告物※1	○	○	不要
(5) 	冠婚葬祭または祭礼のため、一時的に掲出するもの	○	○	不要
(6) 	講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のため、その会場の敷地内に掲出するもの	○	○	不要
(7) 	土地または物件の管理上の必要に基づき掲出するもの(駐車場の場所を示す看板など)	×	○	不要
(8) 	公益上必要な施設または物件に寄贈者名等を掲出するもの	×	○	不要

適用除外の対象となる広告物	適用除外の対象となる基準等	適用除外の内容		
		禁止物件に 掲出できる	禁止区域に 掲出できる	許可申請 手続き
(9) 	道先案内図その他の公衆の利便に供するもの(私立学校や病院など多数の人が利用する施設への案内版など)	×	○	要
(10) 	学校・図書館などの教育文化施設、病院などの医療施設や保育所などの社会福祉施設またはその敷地内に掲出する自家用広告物	×	○	要
(11) 	電柱、電話柱または停留所標識を利用するもの	×	○	要
(12) 	車両、船舶、航空機等に掲出するもの	×	○	不要※2
(13) 	(7)~(12)以外の営利を目的としないはり紙、はり札等、広告旗、立看板等(政治団体、自治会などの非営利団体が営利を目的としない行事や集会等を周知するために掲出するもの)	×	○	不要
(14) 	掲出期間が30日を超えないはり紙、はり札等、広告旗、立看板等	×	×	不要

※2 電車、路線バス、広告宣伝用自動車に掲出する非自家用広告物及び営利を目的とした広告物は、許可申請手続が必要

上記以外に、次の広告物は、禁止物件や禁止区域に掲出でき、大きさ・掲出位置・色彩等が制限されない。

- ・ 公共団体、自治会、商店街振興組合、特定非営利活動法人等が地域における道路の清掃・美化、街灯・ベンチ・上屋等の整備・管理、公共団体等が実施主体となる催物、道路環境の向上、防犯その他の地域における公共的な取組に要する費用に充てるために、広告収入を得て掲出するもの
- ・ 公共団体が管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用に充てるために、広告収入を得てその管理する道路に掲出するもの

※1 自己の氏名、名称、店名または商標、自己の事業または営業の内容を表示するために、自己の居宅または事業所、事務所、営業所、作業場等に表示する広告物